

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
1	1	<p>第1編 総則 はじめに (略) 我が国の有事関連法については、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」が成立し、</p>	<p>第1編 総則 はじめに (略) 我が国の有事関連法については、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」<u>（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）</u>が成立し、</p>	<p>②イ 県—名称等 ・法律名称変更</p>
2	8~9	<p>第3章 (略) 第4章 市の地理的・社会的特徴 1 地理的特徴 (1) 位置及び面積 千葉市の位置等 (略) (略) (略)</p>	<p>第3章 (略) 第4章 市の地理的・社会的特徴 1 地理的特徴 (1) 位置及び面積 千葉市の位置等 (略) (略) (略)</p>	<p>③ウ 市—誤記等—誤記修正 ・下線削除</p>
		<p><u>隣接市</u> (略) (略)</p>	<p>隣接市 (略) (略)</p>	
		<p>(2) 地形 (略) 大規模な人口改変地となっている。</p>	<p>(2) 地形 (略) 大規模な人口改変地となっている。<u>（千葉県統計書平成29年度版）</u></p>	

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
3	10	<p>(3) 気象 市の気候は温暖で、平成28年の年間平均気温は16.8℃で、年間降水量は1604.5mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p>	<p>(3) 気象 市の気候は温暖で、平成30年の年間平均気温は17.2℃で、年間降水量は1261.0mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ [H30]）</p>
4	10	<p>市の気候</p>	<p>市の気候</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ検索 [H13～H28をH15～H30に修正]）</p>
5	10	<p>H28の月別平均気温と降水量</p>	<p>H30の月別平均気温と降水量</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ検索 [H30]）</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																				
6	11	また、風向は以下のようにになっており、春秋は北東方向、夏は南西方向、冬は北西方向からの風が多く、冬は北北西の風が多くなっている。	また、風向は以下のようにになっており、冬は北西方向からの風が多くなっている。	③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ[H30]） ・顕著な傾向のみに修正																																																																				
7	11	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">平均風力</th> <th colspan="4">風向出現率</th> </tr> <tr> <th>北東方向</th> <th>南東方向</th> <th>南西方向</th> <th>北西方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春</td> <td>4.2 m/s</td> <td>30%</td> <td>22%</td> <td>27%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>夏</td> <td>3.9 m/s</td> <td>32%</td> <td>29%</td> <td>33%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>秋</td> <td>3.4 m/s</td> <td>39%</td> <td>15%</td> <td>14%</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3.5 m/s</td> <td>27%</td> <td>8%</td> <td>13%</td> <td>52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均風力・風向出現率 データは気象庁アメダスによるH24～28年の5か年の月別旬別最多風向による。</p>		平均風力	風向出現率				北東方向	南東方向	南西方向	北西方向	春	4.2 m/s	30%	22%	27%	21%	夏	3.9 m/s	32%	29%	33%	6%	秋	3.4 m/s	39%	15%	14%	32%	冬	3.5 m/s	27%	8%	13%	52%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">平均風速</th> <th colspan="4">風向出現率</th> </tr> <tr> <th>北東方向</th> <th>南東方向</th> <th>南西方向</th> <th>北西方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春</td> <td>4.1 m/s</td> <td>28%</td> <td>22%</td> <td>31%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>夏</td> <td>4.0 m/s</td> <td>32%</td> <td>27%</td> <td>35%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>秋</td> <td>3.3 m/s</td> <td>42%</td> <td>15%</td> <td>13%</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3.5 m/s</td> <td>25%</td> <td>8%</td> <td>16%</td> <td>51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均風速・風向出現率 データは気象庁アメダスによるH26～30年の5か年の月別旬別最多風向による。</p>		平均風速	風向出現率				北東方向	南東方向	南西方向	北西方向	春	4.1 m/s	28%	22%	31%	18%	夏	4.0 m/s	32%	27%	35%	7%	秋	3.3 m/s	42%	15%	13%	31%	冬	3.5 m/s	25%	8%	16%	51%	③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ[H30]） ③ウ 市一誤記等一誤記修正 ・気象庁HPの表現に修正
	平均風力	風向出現率																																																																						
		北東方向	南東方向	南西方向	北西方向																																																																			
春	4.2 m/s	30%	22%	27%	21%																																																																			
夏	3.9 m/s	32%	29%	33%	6%																																																																			
秋	3.4 m/s	39%	15%	14%	32%																																																																			
冬	3.5 m/s	27%	8%	13%	52%																																																																			
	平均風速	風向出現率																																																																						
		北東方向	南東方向	南西方向	北西方向																																																																			
春	4.1 m/s	28%	22%	31%	18%																																																																			
夏	4.0 m/s	32%	27%	35%	7%																																																																			
秋	3.3 m/s	42%	15%	13%	31%																																																																			
冬	3.5 m/s	25%	8%	16%	51%																																																																			
8	11	<p>2 社会的特徴 (1) 人口分布等 ① 人口・世帯数 東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。 近年人口の伸びは緩やかになっているものの、平成29年4月1日現在の推計人口は973,856人で、世帯数は425,601世帯である。 平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。 平成29年4月1日現在では市域の中央に位置する中央区(207,267人)が最も人口が多く、ついで花見川区(178,651人)、稲毛区(160,845人)、若葉区(150,445人)の順となっている。 ② 年齢構成 年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は12.7%、生産年齢人口である15～64歳の人口は62.2%、65歳以上の人口は25.1%(平成29年3月31日現在)となっている。65歳以上の全国平均は27.0%(平成28年4月1日現在)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。</p>	<p>2 社会的特徴 (1) 人口分布等 ① 人口・世帯数 東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。 近年人口の伸びは緩やかになっているものの、平成30年4月1日現在の推計人口は975,669人で、世帯数は431,307世帯である。 平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。 平成30年4月1日現在では市域の中央に位置する中央区(209,284人)が最も人口が多く、ついで花見川区(178,339人)、稲毛区(161,007人)、若葉区(149,980人)の順となっている。 (推計人口 千葉市政策企画課統計室) ② 年齢構成 年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は12.4%、生産年齢人口である15～64歳の人口は62.1%、65歳以上の人口は25.5%(平成30年3月31日現在)となっている。65歳以上の全国平均は28.0%(平成30年4月1日現在)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。 (年齢別人口 千葉市政策企画課統計室)</p>	③イ 市一時点修正 ・千葉市政策企画課統計室 「推計人口(平成30年4月1日)」 「年齢別人口(平成30年3月31日)」																																																																				

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																																																		
9	12	<p>区別年齢別人口構成</p>	<p>区別年齢別人口構成</p> <p>千葉県政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・「区別年齢別人口（平成30年3月31日）」 ③ウ 市一誤記等—正確性等 ・グラフを見易くするため、凡例を変更</p>																																																																																																		
10	12	<p>区別年齢別人口 (住民基本台帳) 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～2 乳児</th> <th>3～6 幼児</th> <th>7～14 児童・生徒</th> <th>15～64 生産</th> <th>65～ 高齢者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>5,011</td> <td>6,594</td> <td>13,562</td> <td>133,167</td> <td>46,603</td> <td>204,937</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>3,745</td> <td>5,218</td> <td>11,588</td> <td>109,041</td> <td>47,436</td> <td>177,028</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>3,710</td> <td>5,234</td> <td>11,396</td> <td>97,616</td> <td>39,655</td> <td>157,611</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>3,064</td> <td>4,505</td> <td>9,696</td> <td>88,045</td> <td>44,683</td> <td>149,993</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,301</td> <td>5,028</td> <td>11,062</td> <td>81,884</td> <td>26,930</td> <td>128,205</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>3,124</td> <td>4,929</td> <td>11,666</td> <td>91,519</td> <td>37,142</td> <td>148,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年3月31日現在</p>	年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計	中央区	5,011	6,594	13,562	133,167	46,603	204,937	花見川区	3,745	5,218	11,588	109,041	47,436	177,028	稲毛区	3,710	5,234	11,396	97,616	39,655	157,611	若葉区	3,064	4,505	9,696	88,045	44,683	149,993	緑区	3,301	5,028	11,062	81,884	26,930	128,205	美浜区	3,124	4,929	11,666	91,519	37,142	148,380	<p>区別年齢別人口 (住民基本台帳) 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～2 乳児</th> <th>3～6 幼児</th> <th>7～14 児童・生徒</th> <th>15～64 生産</th> <th>65～ 高齢者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>4,991</td> <td>6,580</td> <td>13,491</td> <td>134,709</td> <td>47,183</td> <td>206,954</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>3,658</td> <td>5,085</td> <td>11,350</td> <td>108,491</td> <td>48,132</td> <td>176,716</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>3,549</td> <td>5,116</td> <td>11,334</td> <td>97,226</td> <td>40,548</td> <td>157,773</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>2,942</td> <td>4,439</td> <td>9,546</td> <td>87,486</td> <td>45,114</td> <td>149,527</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,153</td> <td>4,977</td> <td>10,871</td> <td>81,926</td> <td>27,808</td> <td>128,735</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>2,901</td> <td>4,786</td> <td>11,427</td> <td>91,086</td> <td>38,061</td> <td>148,261</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉県政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p>	年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計	中央区	4,991	6,580	13,491	134,709	47,183	206,954	花見川区	3,658	5,085	11,350	108,491	48,132	176,716	稲毛区	3,549	5,116	11,334	97,226	40,548	157,773	若葉区	2,942	4,439	9,546	87,486	45,114	149,527	緑区	3,153	4,977	10,871	81,926	27,808	128,735	美浜区	2,901	4,786	11,427	91,086	38,061	148,261	<p>③イ 市一時点修正 「区別年齢別人口（平成30年3月31日）」</p>
年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計																																																																																																
中央区	5,011	6,594	13,562	133,167	46,603	204,937																																																																																																
花見川区	3,745	5,218	11,588	109,041	47,436	177,028																																																																																																
稲毛区	3,710	5,234	11,396	97,616	39,655	157,611																																																																																																
若葉区	3,064	4,505	9,696	88,045	44,683	149,993																																																																																																
緑区	3,301	5,028	11,062	81,884	26,930	128,205																																																																																																
美浜区	3,124	4,929	11,666	91,519	37,142	148,380																																																																																																
年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計																																																																																																
中央区	4,991	6,580	13,491	134,709	47,183	206,954																																																																																																
花見川区	3,658	5,085	11,350	108,491	48,132	176,716																																																																																																
稲毛区	3,549	5,116	11,334	97,226	40,548	157,773																																																																																																
若葉区	2,942	4,439	9,546	87,486	45,114	149,527																																																																																																
緑区	3,153	4,977	10,871	81,926	27,808	128,735																																																																																																
美浜区	2,901	4,786	11,427	91,086	38,061	148,261																																																																																																

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																
11	13	<p>③人口密度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (km²)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.7</td> <td>204,937</td> <td>4,585</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.19</td> <td>177,028</td> <td>5,178</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.22</td> <td>157,611</td> <td>7,427</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.21</td> <td>149,993</td> <td>1,781</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.25</td> <td>128,205</td> <td>1,935</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.2</td> <td>148,380</td> <td>6,999</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271.77</td> <td>966,154</td> <td>3,555</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年3月31日現在</p> <p>区別人口密度 図(略)</p> <p>平成27年3月31日現在</p>		面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	中央区	44.7	204,937	4,585	花見川区	34.19	177,028	5,178	稲毛区	21.22	157,611	7,427	若葉区	84.21	149,993	1,781	緑区	66.25	128,205	1,935	美浜区	21.2	148,380	6,999	計	271.77	966,154	3,555	<p>③人口密度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (km²)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.70</td> <td>206,954</td> <td>4,630</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.19</td> <td>176,716</td> <td>5,169</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.22</td> <td>157,773</td> <td>7,435</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.21</td> <td>149,527</td> <td>1,776</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.25</td> <td>128,735</td> <td>1,943</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.20</td> <td>148,261</td> <td>6,933</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271.77</td> <td>967,966</td> <td>3,562</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p> <p>区別人口密度 図(略)</p> <p>千葉市政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p>		面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	中央区	44.70	206,954	4,630	花見川区	34.19	176,716	5,169	稲毛区	21.22	157,773	7,435	若葉区	84.21	149,527	1,776	緑区	66.25	128,735	1,943	美浜区	21.20	148,261	6,933	計	271.77	967,966	3,562	<p>③イ 市一時点修正 「区別年齢別人口(平成30年3月31日)」</p>
	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)																																																																	
中央区	44.7	204,937	4,585																																																																	
花見川区	34.19	177,028	5,178																																																																	
稲毛区	21.22	157,611	7,427																																																																	
若葉区	84.21	149,993	1,781																																																																	
緑区	66.25	128,205	1,935																																																																	
美浜区	21.2	148,380	6,999																																																																	
計	271.77	966,154	3,555																																																																	
	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)																																																																	
中央区	44.70	206,954	4,630																																																																	
花見川区	34.19	176,716	5,169																																																																	
稲毛区	21.22	157,773	7,435																																																																	
若葉区	84.21	149,527	1,776																																																																	
緑区	66.25	128,735	1,943																																																																	
美浜区	21.20	148,261	6,933																																																																	
計	271.77	967,966	3,562																																																																	
12	14	<p>④ 昼間人口 平成22年10月1日国勢調査時の常住人口961,749人から、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は938,148人である。 ※昼間人口算出には、旅行、買い物、娯楽などのための非日常的な移動は含まない。 また、幼稚園、保育所に定常的に通っている幼児についても移動人口としてとらえていない。 ア 流出人口 千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は平成22年国勢調査時213,767人である。 イ 流入人口 千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成22年国勢調査時193,938人で、前回は18,645人である。 ウ 昼夜間人口比率 平成22年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、中央区が125.3%、美浜区が112.8%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の4区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。</p>	<p>④ 昼間人口 平成27年10月1日国勢調査時の常住人口971,882人から、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は951,528人である。 ※昼間人口算出には、旅行、買い物、娯楽などのための非日常的な移動は含まない。 また、幼稚園、保育所に定常的に通っている幼児についても移動人口としてとらえていない。 ア 流出人口 千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は平成27年国勢調査時194,388人である。 イ 流入人口 千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成27年国勢調査時174,034人である。 ウ 昼夜間人口比率 平成27年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、中央区が123.7%、美浜区が116.3%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の4区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。</p>	<p>③イ 市一時点修正 「国勢調査(平成27年)」</p>																																																																

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																
13	14	<p>昼夜間人口比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>夜間人口：人 (A)</th> <th>昼間人口：人 (B)</th> <th>昼間人口比率：人 (B/A) ×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>199,364</td> <td>249,791</td> <td>125.3</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>180,949</td> <td>142,802</td> <td>78.9</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>157,768</td> <td>145,397</td> <td>92.2</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>151,585</td> <td>132,661</td> <td>87.5</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>121,921</td> <td>98,063</td> <td>80.4</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>150,162</td> <td>169,434</td> <td>113.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>961,749</td> <td>938,148</td> <td>97.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査（平成22年 総務省統計局）</p>	区分	夜間人口：人 (A)	昼間人口：人 (B)	昼間人口比率：人 (B/A) ×100	中央区	199,364	249,791	125.3	花見川区	180,949	142,802	78.9	稲毛区	157,768	145,397	92.2	若葉区	151,585	132,661	87.5	緑区	121,921	98,063	80.4	美浜区	150,162	169,434	113.8	計	961,749	938,148	97.5	<p>昼夜間人口比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>夜間人口：人 (A)</th> <th>昼間人口：人 (B)</th> <th>昼間人口比率：人 (B/A) ×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>205,070</td> <td>253,750</td> <td>123.7</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>179,200</td> <td>142,885</td> <td>79.7</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>160,968</td> <td>150,157</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>151,078</td> <td>130,011</td> <td>86.1</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>126,848</td> <td>101,834</td> <td>80.3</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>148,718</td> <td>172,891</td> <td>116.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>971,882</td> <td>951,528</td> <td>97.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査（平成27年 総務省統計局）</p>	区分	夜間人口：人 (A)	昼間人口：人 (B)	昼間人口比率：人 (B/A) ×100	中央区	205,070	253,750	123.7	花見川区	179,200	142,885	79.7	稲毛区	160,968	150,157	93.3	若葉区	151,078	130,011	86.1	緑区	126,848	101,834	80.3	美浜区	148,718	172,891	116.3	計	971,882	951,528	97.9	<p>③イ 市一時点修正 「国勢調査（平成27年）」</p>
区分	夜間人口：人 (A)	昼間人口：人 (B)	昼間人口比率：人 (B/A) ×100																																																																	
中央区	199,364	249,791	125.3																																																																	
花見川区	180,949	142,802	78.9																																																																	
稲毛区	157,768	145,397	92.2																																																																	
若葉区	151,585	132,661	87.5																																																																	
緑区	121,921	98,063	80.4																																																																	
美浜区	150,162	169,434	113.8																																																																	
計	961,749	938,148	97.5																																																																	
区分	夜間人口：人 (A)	昼間人口：人 (B)	昼間人口比率：人 (B/A) ×100																																																																	
中央区	205,070	253,750	123.7																																																																	
花見川区	179,200	142,885	79.7																																																																	
稲毛区	160,968	150,157	93.3																																																																	
若葉区	151,078	130,011	86.1																																																																	
緑区	126,848	101,834	80.3																																																																	
美浜区	148,718	172,891	116.3																																																																	
計	971,882	951,528	97.9																																																																	
14	15	<p>夜間人口961,749人 昼間人口938,148人</p> <p>流出人口割合内訳 212,079人（15歳以上） 流入人口割合内訳 168,733人（15歳以上）</p>	<p>夜間人口971,882人 昼間人口951,528人</p> <p>流出人口割合内訳 196,138人（15歳以上） 流入人口割合内訳 172,739人（15歳以上）</p>	<p>③イ 市一時点修正 「国勢調査（平成27年）」 ③ウ 市一誤記等一正確性等 ・円グラフ内色付き部分の文字色を黒から白へ変更</p>																																																																

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																																
15	15～16	<p>(2) 都市構造等</p> <p>① (略)</p> <p>② 大規模集客施設等</p> <p>千葉都心では、そごう千葉店や <u>三越千葉店</u>、<u>現在改修中の千葉駅ビル</u> (ペリエ) など大規模商業施設が立ち並び、県内交通の要衝である千葉駅を中心に、毎日、不特定多数の人が通勤、ショッピング、娯楽などのため、集まっている。</p> <p>(略)</p> <p>また、幕張メッセや <u>QVCマリンフィールド</u> などの大規模集客施設が立地しており、週末や祝日を中心に、不特定多数の人が訪れている。</p> <p>(略)</p> <p>③ 建物分布等</p> <p>本市の棟数は、<u>457,190</u>棟で、住宅棟数は<u>197,070</u>棟であり、住宅における木造建物の割合は9割近くにのぼる。(千葉市統計書平成28年度版)</p> <p>また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出す施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、<u>5,381</u> (平成29年3月31日) あり、特に中央区に集中している。</p>	<p>(2) 都市構造等</p> <p>① (略)</p> <p>② 大規模集客施設等</p> <p>千葉都心では、そごう千葉店や千葉駅ビル (ペリエ) など大規模商業施設が立ち並び、県内交通の要衝である千葉駅を中心に、毎日、不特定多数の人が通勤、ショッピング、娯楽などのため、集まっている。</p> <p>(略)</p> <p>また、幕張メッセや <u>ZOZOマリンスタジアム</u> などの大規模集客施設や <u>大規模商業施設 (イオンモール幕張新都心など)</u> が立地しており、週末や祝日を中心に、不特定多数の人が訪れている。</p> <p>(略)</p> <p>③ 建物分布等</p> <p>本市の建物総数は、<u>246,050</u>棟で、住宅棟数は<u>218,295</u>棟であり、住宅における木造建物の割合は9割近くにのぼる。(千葉市統計書平成29年度版)</p> <p>また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出す施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、<u>5,449</u> (平成30年3月31日) あり、特に中央区に集中している。</p>	<p>③ア 市一名称等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物名称変更 (平成28年) ・現況反映 <p>③イ 市一時点修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市統計書平成29年度版 ・市消防局予防課確認 <p>③ウ 市一誤記等一誤記修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前は、統計書内の国が算出した推計値で、現状と乖離があったため、統計書内の「課税家屋の現況 (数値は非課税家屋を含む。)」を元に修正 																																																																																
16	16	<p>④ライフライン施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標値</th> <th>単位</th> <th>時点・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯消費量</td> <td>23.9</td> <td rowspan="2">億kwh</td> <td rowspan="2">平成27年</td> </tr> <tr> <td>電力消費量</td> <td>60.35</td> </tr> <tr> <td>都市ガス消費量 (家庭用)</td> <td>101,988</td> <td>千m³</td> <td>平成27年</td> </tr> <tr> <td>上水道給水人口</td> <td>941,501</td> <td rowspan="2">人</td> <td rowspan="2">平成27年度</td> </tr> <tr> <td>上水道給水区域人口</td> <td>962,362</td> </tr> <tr> <td>上水道年間給水量</td> <td>83,732</td> <td>千m³</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域人口</td> <td>938,301</td> <td>人</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域面積</td> <td>122.1</td> <td>km²</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>97.3</td> <td>%</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>加入電話数</td> <td>135,561</td> <td>台</td> <td>平成26年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市政策企画課統計室</p>	項目	指標値	単位	時点・期間	電灯消費量	23.9	億kwh	平成27年	電力消費量	60.35	都市ガス消費量 (家庭用)	101,988	千m ³	平成27年	上水道給水人口	941,501	人	平成27年度	上水道給水区域人口	962,362	上水道年間給水量	83,732	千m ³	平成26年度	下水道処理区域人口	938,301	人	平成27年度	下水道処理区域面積	122.1	km ²	平成26年度	下水道普及率	97.3	%	平成26年度	加入電話数	135,561	台	平成26年度	<p>④ライフライン施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標値</th> <th>単位</th> <th>時点・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯消費量</td> <td>23.9</td> <td rowspan="2">億kwh</td> <td rowspan="2">平成27年</td> </tr> <tr> <td>電力消費量</td> <td>60.36</td> </tr> <tr> <td>都市ガス消費量 (家庭用)</td> <td>101,849</td> <td>千m³</td> <td>平成28年</td> </tr> <tr> <td>上水道給水人口</td> <td>942,511</td> <td rowspan="2">人</td> <td rowspan="2">平成28年度</td> </tr> <tr> <td>上水道給水区域人口</td> <td>970,926</td> </tr> <tr> <td>上水道年間給水量</td> <td>89,128</td> <td>千m³</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域人口</td> <td>939,874</td> <td>人</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域面積</td> <td>122.5</td> <td>km²</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>97.3</td> <td>%</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>加入電話数</td> <td>121,055</td> <td>台</td> <td>平成28年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市統計書平成29年度版</p>	項目	指標値	単位	時点・期間	電灯消費量	23.9	億kwh	平成27年	電力消費量	60.36	都市ガス消費量 (家庭用)	101,849	千m ³	平成28年	上水道給水人口	942,511	人	平成28年度	上水道給水区域人口	970,926	上水道年間給水量	89,128	千m ³	平成28年度	下水道処理区域人口	939,874	人	平成28年度	下水道処理区域面積	122.5	km ²	平成28年度	下水道普及率	97.3	%	平成28年度	加入電話数	121,055	台	平成28年度	<p>③イ 市一時点修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市統計書平成29年度版
項目	指標値	単位	時点・期間																																																																																	
電灯消費量	23.9	億kwh	平成27年																																																																																	
電力消費量	60.35																																																																																			
都市ガス消費量 (家庭用)	101,988	千m ³	平成27年																																																																																	
上水道給水人口	941,501	人	平成27年度																																																																																	
上水道給水区域人口	962,362																																																																																			
上水道年間給水量	83,732	千m ³	平成26年度																																																																																	
下水道処理区域人口	938,301	人	平成27年度																																																																																	
下水道処理区域面積	122.1	km ²	平成26年度																																																																																	
下水道普及率	97.3	%	平成26年度																																																																																	
加入電話数	135,561	台	平成26年度																																																																																	
項目	指標値	単位	時点・期間																																																																																	
電灯消費量	23.9	億kwh	平成27年																																																																																	
電力消費量	60.36																																																																																			
都市ガス消費量 (家庭用)	101,849	千m ³	平成28年																																																																																	
上水道給水人口	942,511	人	平成28年度																																																																																	
上水道給水区域人口	970,926																																																																																			
上水道年間給水量	89,128	千m ³	平成28年度																																																																																	
下水道処理区域人口	939,874	人	平成28年度																																																																																	
下水道処理区域面積	122.5	km ²	平成28年度																																																																																	
下水道普及率	97.3	%	平成28年度																																																																																	
加入電話数	121,055	台	平成28年度																																																																																	

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
17	17～18	<p>(3)交通 ①(略) ②鉄道 千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武本線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。 (略) そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、JR蘇我駅(約3万2千人)、幕張本郷駅(約2万8千人)、新検見川駅(約2万3千人)、西千葉駅(約2万3千人)、都賀駅(約2万1千人)、鎌取駅(約2万人)がある。 また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅(約1万4千人)、千葉中央駅(約8千4百人)、京成幕張本郷駅(約7千5百人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万1千人)、千葉みなと駅(約7千5百人)、都賀駅(約5千9百__人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。</p>	<p>(3)交通 ①(略) ②鉄道 千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武本線(東京駅～千葉駅)、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線(千葉駅～銚子駅)、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。 (略) そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、JR蘇我駅(約3万3千人)、幕張本郷駅(約2万8千人)、新検見川駅(約2万3千人)、西千葉駅(約2万3千人)、都賀駅(約2万1千人)、鎌取駅(約2万人)がある。 また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅(約1万4千人)、千葉中央駅(約8千5百人)、京成幕張本郷駅(約7千7百人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万2千人)、千葉みなと駅(約7千8百人)、都賀駅(約6千人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。(千葉県統計書平成29年度版) (略)</p>	<p>③ウ 市—誤記等—正確性等 ・JR総武本線の説明文追記</p> <p>③イ 市—時点修正 ・千葉県統計書平成29年度版</p>
18	18～19	<p>③港湾 産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約130kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。 (略) また千葉港は、人工海浜6箇所(約6.5km)や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。 (略) (4)(略)</p>	<p>③港湾 産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積約24,800haの日本一広い港湾である。 (略) また千葉港の千葉市域には、人工海浜3箇所(約4.3km)や親水公園・緑地3箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。 (略) (4)(略)</p>	<p>③ウ 市—誤記等—誤記修正 ・県計画の数値・表記に合わせて修正</p> <p>・千葉市域における数値に修正</p>
19	19	<p>(5)石油コンビナート (略) このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置面積45.20k㎡、総事業所数171社、そのうち62の特定事業所(第1種事業所30(レイアウト事業所23)、第2種事業所32)で形成されており、全国85の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p>	<p>(5)石油コンビナート (略) このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19k㎡、総事業所数270社、そのうち62の特定事業所(第1種事業所30(レイアウト事業所23)、第2種事業所32)で形成されており、全国83の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p>	<p>③ウ 市—誤記等—正確性等 ・県計画の数値・表記に合わせて修正</p> <p>③ウ 市—誤記等—誤記修正 ・総事業者数「171」部分の下線削除</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																										
20	20	<p>京葉臨海内部地区特別防災区域概況表 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市</th> <th rowspan="2">区域面積 km²</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th rowspan="2">特定事業所*2 (略)</th> <th rowspan="2">その他事業所 (うち石油を 取り扱う事業)</th> </tr> <tr> <th>石油 kl</th> <th>高圧ガス 百万Nm³*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td rowspan="4">45.19</td> <td>405</td> <td>31</td> <td>(略)</td> <td>109(21)</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>15,224</td> <td>2,108</td> <td>(略)</td> <td>111(40)</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>4,451</td> <td>263</td> <td>(略)</td> <td>21(21)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>20,080</td> <td>2,402</td> <td>(略)</td> <td>241(82)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1～3 (略)</p>	関係市	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2 (略)	その他事業所 (うち石油を 取り扱う事業)	石油 kl	高圧ガス 百万Nm ³ *1	千葉市	45.19	405	31	(略)	109(21)	市原市	15,224	2,108	(略)	111(40)	袖ヶ浦市	4,451	263	(略)	21(21)	小計	20,080	2,402	(略)	241(82)	<p>京葉臨海内部地区特別防災区域概況表 (千葉県国民保護計画「平成30年12月28日変更」平成29年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市</th> <th rowspan="2">区域面積 km²</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th rowspan="2">特定事業所*2 (略)</th> <th rowspan="2">その他事業所 (うち石油を 取り扱う事業)</th> </tr> <tr> <th>石油 kl</th> <th>高圧ガス 百万Nm³*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td rowspan="4">45.19</td> <td>431</td> <td>31</td> <td>(略)</td> <td>109(20)</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>14,913</td> <td>1,978</td> <td>(略)</td> <td>79(24)</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>4,411</td> <td>249</td> <td>(略)</td> <td>21(21)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>19,755</td> <td>2,258</td> <td>(略)</td> <td>209(65)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1～3 (略)</p>	関係市	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2 (略)	その他事業所 (うち石油を 取り扱う事業)	石油 kl	高圧ガス 百万Nm ³ *1	千葉市	45.19	431	31	(略)	109(20)	市原市	14,913	1,978	(略)	79(24)	袖ヶ浦市	4,411	249	(略)	21(21)	小計	19,755	2,258	(略)	209(65)	<p>③イ 市一時点修正 ・県計画変更内容に合わせて変更</p>
関係市	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量			特定事業所*2 (略)	その他事業所 (うち石油を 取り扱う事業)																																																								
		石油 kl	高圧ガス 百万Nm ³ *1																																																											
千葉市	45.19	405	31	(略)	109(21)																																																									
市原市		15,224	2,108	(略)	111(40)																																																									
袖ヶ浦市		4,451	263	(略)	21(21)																																																									
小計		20,080	2,402	(略)	241(82)																																																									
関係市	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2 (略)	その他事業所 (うち石油を 取り扱う事業)																																																									
		石油 kl	高圧ガス 百万Nm ³ *1																																																											
千葉市	45.19	431	31	(略)	109(20)																																																									
市原市		14,913	1,978	(略)	79(24)																																																									
袖ヶ浦市		4,411	249	(略)	21(21)																																																									
小計		19,755	2,258	(略)	209(65)																																																									
21	24	<p>3 (略) 第5章 (略)</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への備えと対応 第1章 平素からの備え 第1 組織及び体制の整備 1 市における組織・体制の整備【法第41条】 (1) 市の各局・区等における平素の業務 (略)</p> <p>【市の各局・区等における平素の業務】イメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>・災害時要援護者の対策に関すること ・(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略) 2 関係機関との連携体制の整備【法第3条第4項】 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定公共機関との連携 ①② (略)</p>	部局名	平素の業務	(略)	(略)	こども未来局	・災害時要援護者の対策に関すること ・(略)	(略)	(略)	<p>3 (略) 第5章 (略)</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への備えと対応 第1章 平素からの備え 第1 組織及び体制の整備 1 市における組織・体制の整備【法第41条】 (1) 市の各局・区等における平素の業務 (略)</p> <p>【市の各局・区等における平素の業務】イメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>・要配慮者の対策に関すること ・(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略) 2 関係機関との連携体制の整備【法第3条第4項】 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定公共機関との連携 ①② (略)</p>	部局名	平素の業務	(略)	(略)	こども未来局	・要配慮者の対策に関すること ・(略)	(略)	(略)	<p>③ウ 市一誤記等一誤記修正 ・P56等と表記統一</p>																																										
部局名	平素の業務																																																													
(略)	(略)																																																													
こども未来局	・災害時要援護者の対策に関すること ・(略)																																																													
(略)	(略)																																																													
部局名	平素の業務																																																													
(略)	(略)																																																													
こども未来局	・要配慮者の対策に関すること ・(略)																																																													
(略)	(略)																																																													
22	29	<p>③ 医療機関との連携 (略) また、武力攻撃原子力災害等の特殊な災害に迅速に対応できるよう、<u>独立行政法人放射線医学総合研究所や財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</u></p>	<p>③ 医療機関との連携 (略) また、武力攻撃原子力災害等の特殊な災害に迅速に対応できるよう、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）や公益財団法人日本中毒情報センター（以下「日本中毒情報センター」という。）等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</u></p>	<p>②イ 県一名称等 ・法人区分・組織名称修正 ・略称追記</p>																																																										

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
23	34	<p>④ (略) (6) (略) 3 (略) 4 研修及び訓練 (1) (略) (2) 訓練【法第42条】 ①市における訓練の実施 (略) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>④ (略) (6) (略) 3 (略) 4 研修及び訓練 (1) (略) (2) 訓練【法第42条】 ①市における訓練の実施 (略) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>①ア 国一趣旨 ・国の基本指針変更に伴い変更</p>
24	36	<p>②③ (略) 第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する平素からの事項 (1) 基礎的資料の収集 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) ○避難行動要支援者名簿 (※)</p> <p>(略) (2)～(6) (略) 2～4 (略)</p>	<p>②③ (略) 第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する平素からの事項 (1) 基礎的資料の収集 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) ○避難行動要支援者名簿 (※)</p> <p>(略) (2)～(6) (略) 2～4 (略)</p>	<p>③ウ 市一誤記等一誤記修正 ・下線削除</p>
25	39	<p>5 避難施設の指定【法第148条】 (1) (略) (2) 避難施設の指定上の留意事項 ア (略) イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を避難所に指定するよう配慮する。 ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>5 避難施設の指定【法第148条】 (1) (略) (2) 避難施設の指定上の留意事項 ア (略) イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。 ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 (3)～(6) (略)</p>	<p>①ア 国一趣旨 ・国の基本指針変更に伴い変更 ②ア 県一趣旨 ・県計画変更に伴い変更</p>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																														
26	40	<p>6 生活関連等施設（※）の把握等 （略） （1）生活関連等施設の把握等 （略）</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第28条</td> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）（3）（略） 第3～第6（略）</p>	国民保護法	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条		（略）		第28条	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省		（略）		<p>6 生活関連等施設（※）の把握等 （略） （1）生活関連等施設の把握等 （略）</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第28条</td> <td>8号</td> <td>毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）（3）（略） 第3～第6（略）</p>	国民保護法	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条		（略）		第28条	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省		（略）		<p>②イ 県一名称等 ・法律名称変更</p>
国民保護法	各号	施設の種類	所管省庁名																															
第27条		（略）																																
第28条	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省																															
		（略）																																
国民保護法	各号	施設の種類	所管省庁名																															
第27条		（略）																																
第28条	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省																															
		（略）																																
27	57	<p>②広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供できる体制を整</p> <p>③（略） （5）（略）</p>	<p>②広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、市ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	<p>③ウ 市一誤記等一正確性等</p>																														
28	58	<p>（6）現地調整所の設置 本文（略）</p> <p>【現地調整所の組織編成例】</p> <p>○各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて、消火、救急業務、交通の規制、汚染原因物質の除去などの活動が効果的に行われるよう調整する。 ○各機関の連携体制を構築する。 ○相互の情報により、必要な警戒区域を設定する。 ○情報共有するものうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。</p>	<p>（6）現地調整所の設置 本文（略）</p> <p>【現地調整所の組織編成例】</p> <p>○各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて、消火、救急業務、交通の規制、汚染原因物質の除去などの活動が効果的に行われるよう調整する。 ○各機関の連携体制を構築する。 ○相互の情報により、必要な警戒区域を設定する。 ○情報共有するものうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。</p>	<p>③ウ 市一誤記等一正確性等 ・他の機関と記載のレベルを統一するため、（千葉）海上保安部ではなく、海上保安庁に修正</p> <p>当該頁（58）の外 31、34、37、41、57、66、74、78、80、82、90、92、96～98、100、111、117、119、121、123、125について、同様に変更</p>																														
		（7）～（9）（略）	（7）～（9）（略）																															

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
29	74	<p>第4 警報の伝達、避難住民の誘導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難住民の誘導等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難にあたって配慮する事項</p> <p>①弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>a、b (略)</p> <p>※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。<u>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p>	<p>第4 警報の伝達、避難住民の誘導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難住民の誘導等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難にあたって配慮する事項</p> <p>①弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>a、b (略)</p> <p>※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、<u>また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	<p>①ア 国一趣旨</p> <p>・国の基本指針変更に伴い変更</p>
30	83	<p>②～④ (略)</p> <p>第5 救援</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等からなる医療救護班による <u>緊急</u>被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により<u>緊急</u>被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施 ・専門医療機関である放射線医学総合研究所との密接な連携による医療活動の実施 <p>(2) (3) (略)</p>	<p>②～④ (略)</p> <p>第5 救援</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施 ・専門医療機関である量子科学技術研究開発機構との密接な連携による医療活動の実施 <p>(2) (3) (略)</p>	<p>②イ 県一名称等</p> <p>・県計画変更に伴い変更</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
31	84	<p>5 救援の際の物資の売渡し要請等 (1) 事業者への保管・売渡し要請【法第81条】 本文(略) a～f(略) g 避難所等<u>等</u>に係る建設工事に必要な建設資材 h, i(略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>5 救援の際の物資の売渡し要請等 (1) 事業者への保管・売渡し要請【法第81条】 本文(略) a～f(略) g 避難所等に係る建設工事に必要な建設資材 h, i(略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>③ウ 市－誤記等－誤記修正 ・誤字削除</p>
32	87	<p>第6 安否情報の収集・提供 1 (略) 2 県に対する報告【法第94条第1項】 市は、収集・整理した安否情報を原則として安否情報システムへの入力により適時に県へ報告する。なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、<u>安否情報システム等により</u>県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3～5(略) 第7～第11(略)</p>	<p>第6 安否情報の収集・提供 1 (略) 2 県に対する報告【法第94条第1項】 市は、収集・整理した安否情報を原則として安否情報システムへの入力により適時に県へ報告する。なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、<u>電子メールで</u>県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3～5(略) 第7～第11(略)</p>	<p>①イ 国－指示 ・平成30年2月7日消防庁事務連絡</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
33	111	<p>第3編 緊急処理事態への備えと対処 第1章 総論 第1、第2（略） 第3 平素からの備え</p> <p>緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。</p> <p>1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用【法第172条第4項】 市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保する。 また、市は、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努める。 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2～4（略）</p>	<p>第3編 緊急処理事態への備えと対処 第1章 総論 第1、第2（略） 第3 平素からの備え</p> <p>緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態等に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。</p> <p>1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用【法第172条第4項】 市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築<u>(※1)</u>し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するとともに、<u>大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。</u> (略)</p> <p><u>(※1) 関係機関によるネットワークについては、以下のとおり。</u> <u>(1) 関係機関との連携</u> 市は、県が設置している「千葉県危機管理連絡会議（平成15年9月設置）」に市消防局を参加させ、テロ等の発生に備えた連携強化、危機関係情報の共有等を図る。 <u>(2) 「テロ対策ネットワーク・CHIBA（※2）」による連携</u> 市は、千葉県警察が設立した「テロ対策ネットワーク・CHIBA（平成28年4月設立）」に参加し、千葉県警察をはじめ、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機関係情報の共有、各種合同訓練の実施・参加、連絡・通報体制の確立に努める。 <u>(※2) 千葉県警察、県、千葉市などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、官民が緊密に連携して各種テロ対策を推進している。</u> <u>(3) 庁内の連携</u> テロ等対策を含む総合的な危機管理に関する庁内組織「千葉市危機管理推進委員会（平成18年4月設置）」を活用し、市の各部門・他機関が実施するテロ対策の情報共有、テロ対策における部門横断的な連携強化を図る。 <u>(4) 訓練の実施</u> 市は、テロ等の具体的な事例を設定し、各機関の活動方法、活動能力、活動資材を確認するとともに、訓練を通し、関係機関との連携強化を図る。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>②ア 県一趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県計画の変更に伴い変更 ・記述体系は県計画変更と整合させ、 (1) は市消防局の参加を記述、 (2) は市として参加を記述、(3) は市の庁内組織を記述、(4) は県と同様の表現として、追記

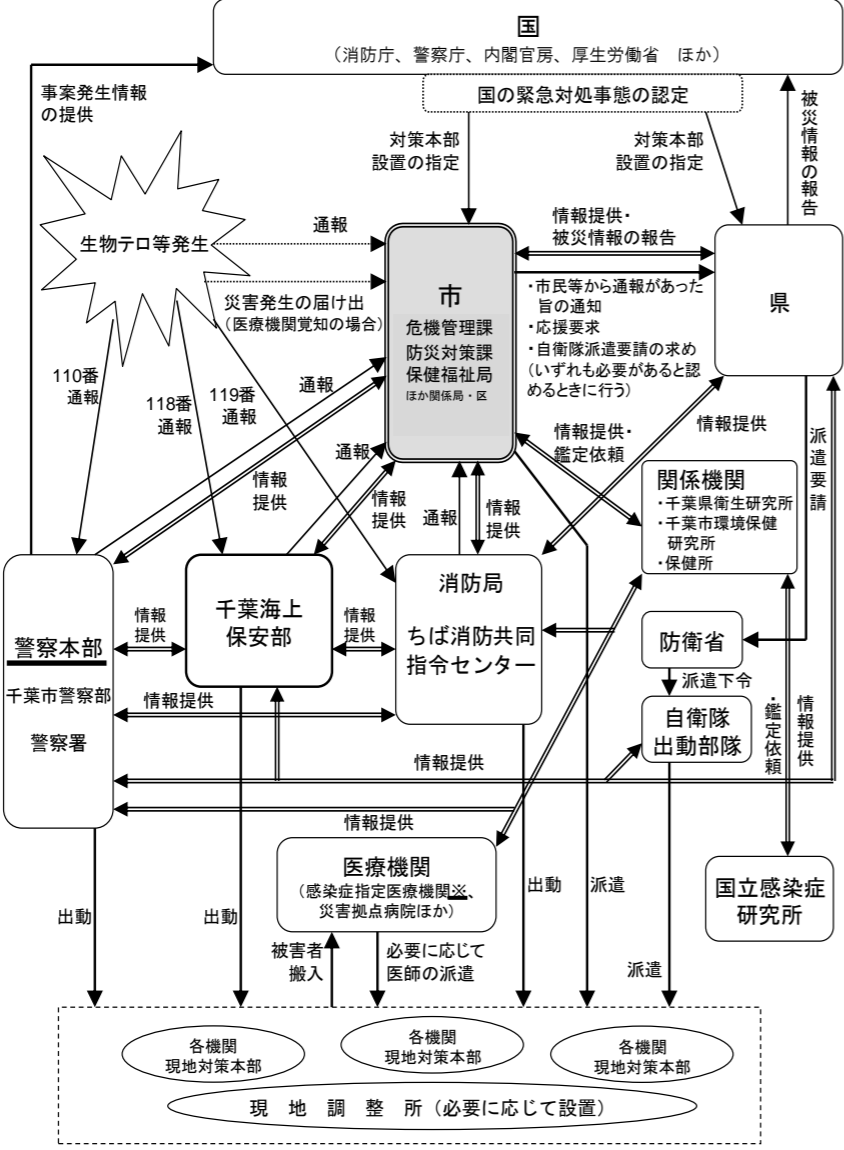
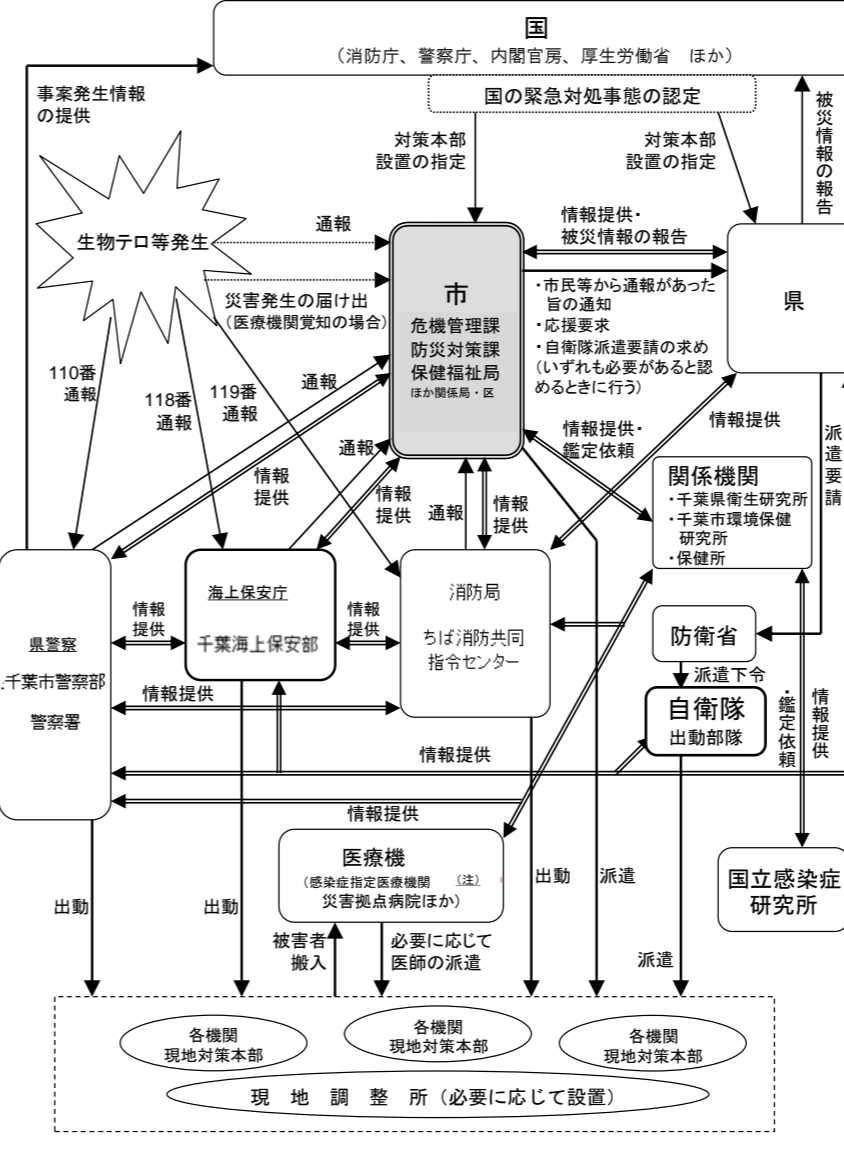
千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
34	118	<p>第2章 緊急処理事態への対処 第3 関係機関相互の連携 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割 (1) (略) (2) 緊急処理事態認定前後における関係機関関連モデル</p>	<p>第2章 緊急処理事態への対処 第3 関係機関相互の連携 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割 (1) (略) (2) 緊急処理事態認定前後における関係機関関連モデル</p>	<p>③ウ 市—誤記等—正確性等 ・前頁の表内の表記と統一</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
35	120	<p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割 (1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案 (以下「放射性物質テロ等」という。) ②放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>	<p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割 (1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案 (以下「放射性物質テロ等」という。) ②放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>	<p>③ウ 市－誤記等－正確性等 ・前頁の表内の表記と統一</p>

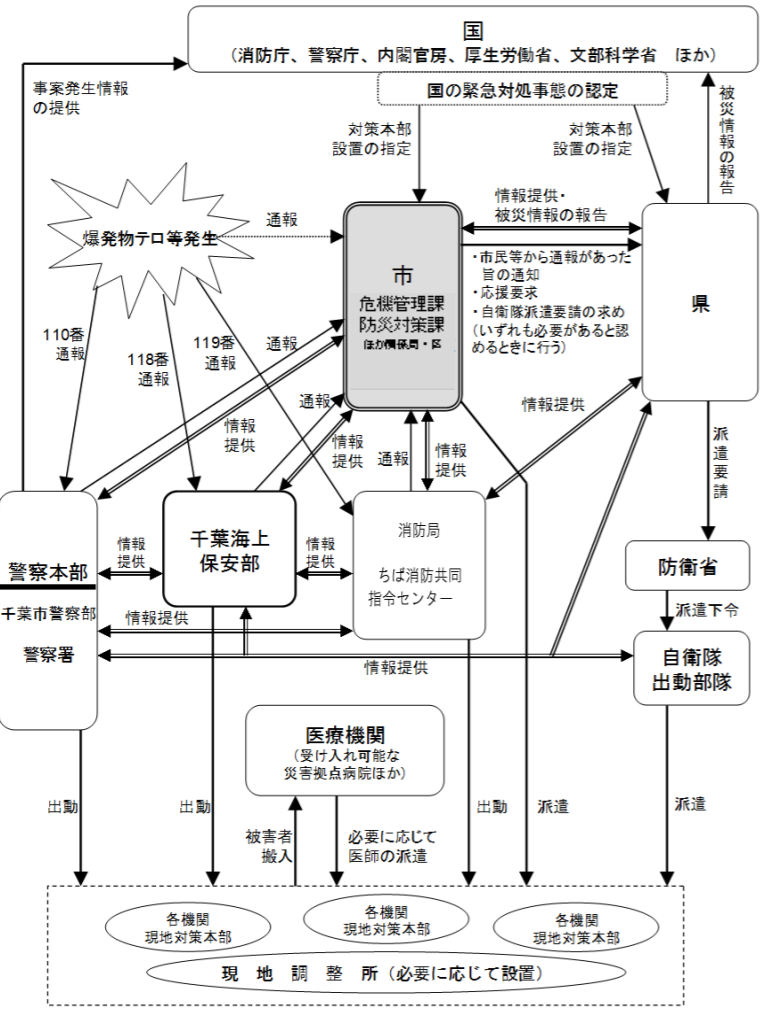
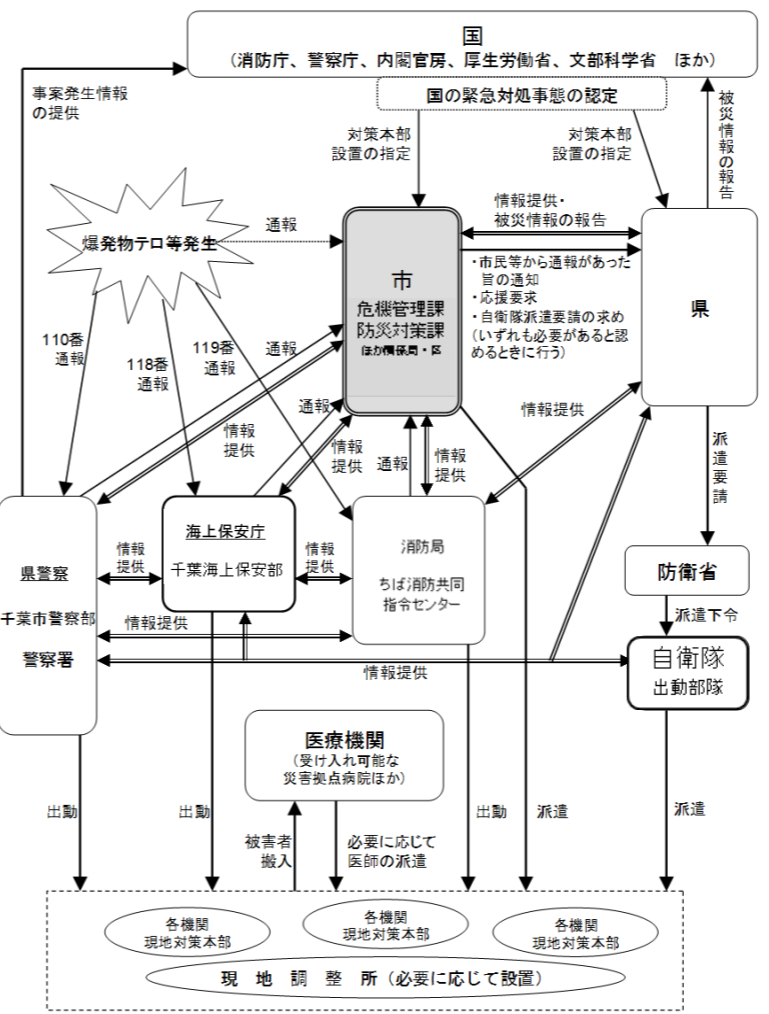
千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
36	122	<p>(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下「生物テロ等」という。) ②生物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>  <p>※ (略)</p> <p>(注) ※ 感染症指定医療機関：平成22年現在、千葉市内では千葉市立青葉病院と千葉大学医学部附属病院のみ</p>	<p>(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下「生物テロ等」という。) ②生物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>  <p>※ (略)</p> <p>(注) 感染症指定医療機関：平成30年現在、千葉市内では千葉市立青葉病院と千葉大学医学部附属病院のみ</p>	<p>③ウ 市—誤記等—誤記修正 ・モデル図下部に「※」でモデル図全体に関する注釈があり、破線下部に「(注)※」で感染症指定医療機関の説明があり、モデル図中の「※」に関する説明文がいずれに対応するのかが、判然としなかったため、モデル図中の「※」を「(注)」に修正。それに伴い、破線下部「(注)※」を「(注)」に修正 ・前頁の表内の表記と統一</p> <p>③イ 市—時点修正 ・年修正</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
37	124	<p>(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下「化学テロ等」という。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>	<p>(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下「化学テロ等」という。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>	<p>③ウ 市—誤記等—正確性等 ・前頁の表内の表記と統一</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
38	126	<p>(4) 爆発物が使用された緊急処理事態認定可能性事案 (以下「爆発物テロ等という。）」 ②爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>  <p>第4 (略) 第4章 (略)</p>	<p>(4) 爆発物が使用された緊急処理事態認定可能性事案 (以下「爆発物テロ等という。）」 ②爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>  <p>第4 (略) 第4章 (略)</p>	<p>③ウ 市—誤記等—正確性等 ・前頁の表内の表記と統一</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
39	131	<p>【参考】 用語の定義 凡例 【法】…(略) 【事態対処法】…武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 あ (略)</p>	<p>【参考】 用語の定義 凡例 【法】…(略) 【事態対処法】…武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 あ (略)</p>	<p>②イ 県一名称等 ・法律名称変更</p>
40	131	<p>か ●基本指針【法第32条第1項】 政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された(最終改正 平成28年8月24日)。 基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。 (略) さ (略)</p>	<p>か ●基本指針【法第32条第1項】 政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された(最終改正 平成29年12月19日)。 基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。 (略) さ (略)</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・年月日修正</p>
41	134	<p>●指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関のうち、政令で定めるもので、平成29年3月現在、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省が指定されている。(平成21年8月28日内閣府告示第334号)</p>	<p>●指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関のうち、政令で定めるもので、平成29年4月現在、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、<u>環境省</u>、原子力規制委員会、防衛省、<u>防衛装備庁</u>が指定されている。(事態対処法施行令第1条(平成29年政令第40号))</p>	<p>③ウ 市一誤記等一正確性等 ・機関追記 ・根拠修正 (災対法告示→事態対処法施行令)</p>
42	134	<p>●指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 平成29年3月現在、151機関が指定されている。</p>	<p>●指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 平成30年4月現在、151機関が指定されている。 (事態対処法施行令第3条(平成29年政令第40号)、平成30年4月1日内閣総理大臣公示)</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・年月修正 ③ウ 市一誤記等一正確性等 ・根拠明記</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
43	134	<p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。平成29年4月現在、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、<u>地方測量部及び沖縄支所</u>、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。<u>(平成27年4月1日内閣府告示第52号)</u></p>	<p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。平成29年4月現在、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、<u>税関、沖縄地区税関</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、<u>航空交通管制部</u>、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。<u>(事態対処法施行令第2条(平成29年政令第40号))</u></p>	<p>③ウ 市—誤記等—正確性等 ・機関追記・削除 ・根拠修正 (災対法告示→事態対処法施行令)</p>
44	134	<p>●指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 千葉県では平成29年3月現在、31事業者を指定している。</p>	<p>●指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 千葉県では平成31年1月現在、31事業者を指定している。 (平成31年千葉県告示第32号)</p>	<p>③イ 市—時点修正 ・年月修正 ・根拠明記</p>
45	137	<p>(略) た(略) ●武力攻撃事態対処法(=●事態対処法) 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。</p> <p>(略)</p>	<p>(略) た(略) ●武力攻撃事態対処法(=●事態対処法) 平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が成立し、同月13日に施行された。その後、平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「<u>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</u>」に改称された。 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。</p> <p>(略)</p>	<p>②イ 県—名称等 ・法律名称変更</p>
46	137	<p>や ●有事関連三法(武力攻撃事態関連三法) ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法又は武力攻撃事態対処法) (略)</p>	<p>や ●有事関連三法(武力攻撃事態関連三法) ・武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法又は武力攻撃事態対 (略)</p>	<p>②イ 県—名称等 ・法律名称変更</p>